



熊本県公報

第 1 2 3 3 9 号

平成 26 年 8 月 5 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○公有水面埋立てに伴う縦覧	(河川課) 1
○公有水面埋立てに伴う縦覧	(") 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の登録	(高齢者支援課) 3
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 3

告 示

熊本県告示第 7 8 9 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 8 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ケアセンターおこしき	ケアセンターおこしき	宇土市戸口町 7 4 0 番地 3	平成 2 6 年 8 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 7 9 0 号

公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 2 条第 2 項の規定により埋立免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 2 6 年 8 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
宇城市三角町波多字黒崎 2 8 8 0 の 3、2 8 8 0 の 1 3、2 8 7 6 の 1 4 及び 2 8 7 6 の 4 に隣接する道路の地先の公有水面
 - (2) 区域
次の地点のうち、1 の地点から 7 の地点までを順次直線で結んだ線及び 7 の地点と 1 の地点とを結ぶ平成 2 4 年秋分の満潮位 (TP + 2. 1 2 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1 の地点 基点 (三等三角点・寺島 (北緯 3 2 度 3 6 分 1 1. 9 5 2 8 秒、東経 1 3 0 度 2 8 分 4 4. 6 6 0 5 秒の地点) をいう。以下同じ。) から 5 3 度 2 7 分 0 3 秒 1 6 7 3. 4 2 メートルの地点
2 の地点 1 の地点から 1 2 1 度 0 3 分 0 9 秒 5. 5 4 メートルの地点
3 の地点 2 の地点から 9 0 度 5 3 分 0 3 秒 3. 2 4 メートルの地点
4 の地点 3 の地点から 1 4 6 度 1 8 分 3 6 秒 0. 1 1 メートルの地点
5 の地点 4 の地点から 9 0 度 4 4 分 5 6 秒 1 5. 3 0 メートルの地点

- 6の地点 5の地点から180度57分46秒 1. 19メートルの地点
- 7の地点 6の地点から87度23分57秒 76. 91メートルの地点
- (3) 面積
445. 60平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宇城市三角町波多字黒崎2886の4、2866の46、2876の14、2880の3、2880の13、2876の4、2876の3及びこれらの区域に隣接介在する道路の地内並びにこれらの地先の公有水面
 - (2) 区域
次の1の地点から11の地点までを順次直線で結んだ線及び11の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
 - 1の地点 基点から52度00分15秒 1651. 39メートルの地点
 - 2の地点 1の地点から180度45分22秒 170. 48メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から90度45分22秒 216. 76メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から0度45分24秒 168. 11メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から276度07分56秒 12. 17メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から272度28分32秒 12. 50メートルの地点
 - 7の地点 6の地点から271度44分23秒 25. 36メートルの地点
 - 8の地点 7の地点から270度43分22秒 34. 88メートルの地点
 - 9の地点 8の地点から282度28分55秒 6. 62メートルの地点
 - 10の地点 9の地点から273度30分57秒 43. 21メートルの地点
 - 11の地点 10の地点から243度28分13秒 7. 28メートルの地点
 - (3) 面積
36, 968. 97平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 出願年月日
平成26年5月29日
- 6 関係図書縦覧場所
熊本県土木部河川港湾局河川課、県央広域本部宇城地域振興局土木部維持管理調整課及び宇城市三角支所建設課

熊本県告示第791号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成26年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 出願者の住所及び氏名
宇城市松橋町大野85番地
道路管理者 宇城市 代表者 宇城市長 守田憲史
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
宇城市三角町戸馳字水ノ浦1978の3及び1978の4の地先の公有水面
 - (2) 区域
次の地点のうち、1の地点から7の地点までを順次直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結ぶ平成24年秋分の満潮位（TP+2. 12メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - 1の地点 基点（三等三角点・寺島（北緯32度36分11. 9528秒、東経130度28分44. 6605秒の地点）をいう。以下同じ。）から63度12分01秒 1536. 60メートルの地点
 - 2の地点 1の地点から0度20分23秒 5. 06メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から270度48分32秒 8. 50メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から180度42分26秒 0. 81メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から270度44分43秒 12. 30メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から0度42分26秒 0. 81メートルの地点
 - 7の地点 6の地点から266度51分23秒 9. 66メートルの地点
 - (3) 面積
99. 64平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
宇城市三角町戸馳字水ノ浦1978の3、1978の4、1978の1、1978の5、1972の4、1972の1、1972の2及び1980の2の地内並びにこれらの地先の公有水面

(2) 区域

次の1の地点から10の地点までを順次直線で結んだ線及び10の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 基点から66度30分02秒 1650.30メートルの地点
- 2の地点 1の地点から0度45分17秒 185.26メートルの地点
- 3の地点 2の地点から270度45分22秒 216.76メートルの地点
- 4の地点 3の地点から180度45分23秒 171.94メートルの地点
- 5の地点 4の地点から136度56分29秒 25.05メートルの地点
- 6の地点 5の地点から58度19分22秒 22.03メートルの地点
- 7の地点 6の地点から90度45分24秒 30.29メートルの地点
- 8の地点 7の地点から92度50分13秒 17.98メートルの地点
- 9の地点 8の地点から98度39分38秒 18.33メートルの地点
- 10の地点 9の地点から102度16分11秒 19.43メートルの地点

(3) 面積

39,595.99平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成26年5月27日

6 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部河川港湾局河川課、県央広域本部宇城地域振興局土木部維持管理調整課及び宇城市三角支所建設課

熊本県告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ラインステージ 宇城市不知火町御領197-11	株式会社Rock Candy. 宇城市不知火町御領197-11 倉岡 亜希子	就労継続支援A型	平成26年7月25日

熊本県告示第793号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により登録研修機関として次のとおり登録をしたので、同法附則第17条の規定により公示する。

平成26年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録研修機関の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	登録年月日
株式会社ヒューマンコール 宮崎県宮崎市上野町4番7号	株式会社ヒューマンコール 熊本営業所 熊本市中央区上林町3-3 4-405	平成26年7月28日

公 告

熊本県公告第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営和水西部地区（大田黒工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に異議申立てをすることができる。
平成26年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営和水西部地区（大田黒工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年8月6日から平成26年9月2日まで
- 3 縦覧場所
和水町役場